

令和5年度 郡山市保育の質向上研修実施業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、令和5年度 郡山市保育の質向上研修実施業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 目的 郡山市の保育現場における保育の質の確保・向上を図るため、保育士等の役職、立場又はテーマ別に必要な知識・技術を学ぶ研修を実施する。
- (2) 業務名 令和5年度 郡山市保育の質向上研修実施業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和6年2月29日まで
- (5) 提案上限金額 ¥4,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定。）及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。）並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

3 スケジュール

質問受付締切	令和5年4月21日
質問回答	令和5年4月26日
申込書等受付締切	令和5年5月10日 17時
プレゼンテーション等	令和5年5月19日（予定）
結果通知	令和5年5月23日（予定）
見積徴取及び契約締結	令和5年5月25日（予定）

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年4月21日（金）（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式1）により、電子メールにて担当部局に提出する。  
送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (3) 回答日：令和5年4月26日（水）
- (4) 回答方法：質問回答書（様式2）により、郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

#### 5 参加申込書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式3）
- ② 企画提案書（任意様式にて10部）  
提案は、1社につき1案とし、次に掲げる事項を記載すること。
  - (ア) 業務全体のスケジュール・実施計画概要  
仕様書「5 業務委託内容」の各項目について記載すること。
  - (イ) 業務実施体制
  - (ウ) 研修カリキュラム  
仕様書別紙「令和5年度 郡山市保育の質向上研修概要」の研修ごとに、研修のねらい、期待される効果、タイムスケジュール、教材の構成、理解を深めるための工夫をまとめて提案すること。
  - (エ) 登壇する講師の経歴、資格、研修実績等を記載したプロフィール
  - (オ) 保育士等に関する研修等の受注実績  
契約書の写し等研修の受注実績が確認できる書類を添付し、実績が多数の場合は主な5件程度とすること。
- ③ 印鑑証明書
- ④ 参考見積書（任意様式にて10部）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ⑥ 法人概要（任意様式又はパンフレット等）
- ⑦ 委任状（支店、営業所等で申請を行う場合のみ提出すること。）

- (2) 提出期限：令和5年5月10日（水） 17時まで
- (3) 提出方法：郵送又は持参にて担当部局に提出する。

#### 6 審査方法

##### (1) 資格審査

「2 参加資格」の事項に該当するか審査する。

##### (2) プレゼンテーション、ヒアリング

【実施予定日】令和5年5月19日（金）

プレゼンテーション20分、ヒアリング10分を予定

- ① オンライン形式（zoom）で開催する。開始時間、会議等の詳細については、後日、対象者に通知する。
- ② 最も優れている企画提案者を決定し、結果については、書面により参加者に通知する。

## 7 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 業務実施体制 (10 点)
- (2) 業務実績 (15 点)
- (3) 提案内容の的確性 (15 点)
- (4) 提案内容の独創性 (15 点)
- (5) 提案内容の実現性 (10 点)
- (6) 参考見積 (15 点)
- (7) 提案に対する意欲 (10 点)
- (8) 提案内容の講師 (10 点)

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 9 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。(契約締結までに指名停止になる等)
- (3) 契約保証金については、免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

## 10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号  
郡山市こども部保育課保育士・保育所支援センター  
電話番号：024-924-3541  
FAX 番号：024-924-3802  
E-mail：[hoiku-center@city.koriyama.lg.jp](mailto:hoiku-center@city.koriyama.lg.jp)

## 11 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。